



2007年3月14日 第2007-32号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

ホワイトカラーイグゼンプション削除

労働契約法案・労働基準法改正法案 閣議決定

3月13日、政府は「労働契約法案」と「労働基準法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。これらは、2月2日に労働政策審議会労働条件分科会が、厚生労働大臣に対して答申した法案要綱を受けて、法案化したものです。

労働基準法改正法案では、ホワイトカラーイグゼンプションと企画業務型裁量労働制にかかわる部分が削除され、割増賃金の引き上げと年次有給休暇の時間単位の取得が改正法案の内容

となりました。

連合・古賀事務局長は「ホワイトカラーイグゼンプションと企画業務型裁量労働制が削除されたことは、構成組織・地方連合会が一体となった運動の成果である。しかし、労働契約法案は、『労働契約と就業規則の関係』や『労働者への安全配慮』など懸念ある。今後の国会審議で、その真意をあらゆる場面を通じて正していく」と述べました。

【労働基準法改正法案の概要】

1. 時間外労働の割増賃金率

- ・ ~ 45 時間 = 割増賃金 25%
- ・ 45 時間超 ~ = 労使で時間短縮・割増賃金率を上げる（努力義務）
- ・ 80 時間超 ~ = 割増賃金 50%、引き上げ分の割増賃金の引き上げに代えて有給の休日付与も可

（資本金等の額が3億円以下・労働者数300人以下の中小企業は当分の間猶予される）

2. 年次有給休暇

5日分は、時間単位での取得を可能とする。

【労働契約法案の概要】

1. 労働契約の締結

- ・ 対等の立場の合意原則を明確化
- ・ 契約内容の理解を促進（情報提供等）
- ・ 契約内容をできるだけ書面で確認
- ・ 労働者の安全配慮

2. 労働契約の変更

- ・ 合意原則の明確化
- ・ 一方的に就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと
- ・ 労働者の受ける不利益の程度、労働条件変更の必要性、労働組合との交渉の状況等の事情を考慮して就業規則の変更が合理的な場合は労働条件が変更されること

3. 労働契約の継続・終了

- ・ 解雇の権利濫用は無効（労働基準法から移行）
- ・ 懲戒の権利濫用は無効等

4. 有期労働契約

- ・ 契約期間中はやむを得ない事由がない限り、解雇できないことを明確化
- ・ 契約期間が必要以上に細切れにならないよう、使用者に配慮を求める